

令和 7 年第 2 回都城市議会定例会（6 月）

（議案第 8 7 号～第 1 0 4 号）

令和 7 年第 2 回都城市議会定例会付議事件名表（6 月）

種類	番号	件 名	頁
議案	87	専決処分した事件の報告及び承認について	1
議案	88	専決処分した事件の報告及び承認について	9
議案	89	専決処分した事件の報告及び承認について	21
議案	90	専決処分した事件の報告及び承認について	別冊
議案	91	都城市退職年金の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案	92	都城市税条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案	93	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案	94	都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案	95	都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案	96	都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	75
議案	97	令和 7 年度都城市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案	98	令和 7 年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案	99	議決事項の変更について	83
議案	100	議決事項の変更について	89
議案	101	財産の取得について	95
議案	102	財産の取得について	99
議案	103	財産の取得について	103
議案	104	財産の取得について	107

議案第 87 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

専決第 7 5 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
(別紙)

理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（令和 7 年総務省告示第 1 1 4 号）が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、緊急に都城市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 8 年条例第 2 5 8 号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（介護補償） 第9条の2 （略） 2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） （略） （2） 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>81,290円</u>以下である場合に限る。） <u>81,290円</u> （3） （略） （4） 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>40,600円</u>以下である場合に限る。） <u>40,600円</u>	（介護補償） 第9条の2 （略） 2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） （略） （2） 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>85,490円</u>以下である場合に限る。） <u>85,490円</u> （3） （略） （4） 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>42,700円</u>以下である場合に限る。） <u>42,700円</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第2項の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部危機管理課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の改正に伴い、非常勤消防団員等の介護補償の額を改定する必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	損害補償に係る介護補償の額の改定（第 9 条の 2 関係） 1 常時介護を要する状態 最高限度額（月額） 177,950 円 → 177,950 円※据え置き 最低限度額（月額） 81,290 円 → 85,490 円 2 随時介護を要する状態 最高限度額（月額） 88,980 円 → 88,980 円※据え置き 最低限度額（月額） 40,600 円 → 42,700 円 ※ いずれの額も労働者災害補償における介護（補償）給付の最高限度額及び最低補償額と同額		
関係する法令 及びその条項	労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考	令和 7 年 3 月 31 日専決処分		

議案第 88 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、都城市税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

専決第 7 6 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、緊急に都城市税条例（平成 18 年条例第 99 号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 （1） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （2）～（4） （略） 2 （略） （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円	（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 （1） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （2）～（4） （略） 2 （略） （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号の場合において、納期限までにすることができない特別な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号の場合において、納期限までにすることができない特別な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは

事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 （第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 (略)

4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号

録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号

において同じ。) (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～16 (略)

17 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

において同じ。) (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～16 (略)

17 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

20・21 （略） （読替規定） 第25条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	20・21 （略） （読替規定） 第25条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部市民税課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】都城市税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	地方税法等の改正に伴い、国の施策に基づく下記の事項等について規定する必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 第 63 条の 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 (2) 第 82 条【種別割の税率】 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正 (3) 第 89 条②【種別割の減免】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 (4) 第 90 条②③【身体障害者等に対する種別割の減免】 マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備 (5) 第 139 条の 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 (6) 第 149 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 (7) 附則第 10 条の 2 【法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合】 法律改正にあわせて改正 (8) 附則第 25 条【読替規定】 固定資産税等の課税標準の特例の規定について項ずれの改正		
関係する法令 及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号） 他		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考	令和 7 年 3 月 31 日専決処分		

議案第 89 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

専決第 7 7 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 1 1 9 号）が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、緊急に都城市国民健康保険税条例（平成 1 8 年条例第 1 5 7 号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（課税額） 第3条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 （略） （保険税の減額） 第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	（課税額） 第3条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 （略） （保険税の減額） 第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。以下「5割軽減対象者」という。） (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。以下「2割軽減対象者」という。） 2～4 (略)	(1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。以下「5割軽減対象者」という。） (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。以下「2割軽減対象者」という。） 2～4 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都城市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部保険年金課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】 都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例																										
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止																										
施行予定日	令和 7 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月																								
制定改廃の目的・背景	地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額等の賦課限度額及び軽減判定の基準額の改定を行う必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。																										
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 国保税の基礎課税額等の賦課限度額見直し（第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 27 条第 1 項） 第 3 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。 第 27 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改める。 <table border="0"> <tr> <td></td><td>【現 行】</td><td></td><td>【令和 7 年度】</td></tr> <tr> <td>基礎課税額</td><td>65 万円</td><td>→</td><td>66 万円</td></tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額</td><td>24 万円</td><td>→</td><td>26 万円</td></tr> </table> 2 国保税の軽減判定の基準額見直し（第 27 条第 1 項第 2 号、第 3 号） 第 27 条第 1 項第 2 号中「29 万 5 千円」を「30 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5 千円」を「56 万円」に改める。 <table border="0"> <tr> <td></td><td>【現 行】</td><td></td><td>【令和 7 年度】</td></tr> <tr> <td>5 割軽減対象者</td><td>29 万 5 千円</td><td>→</td><td>30 万 5 千円</td></tr> <tr> <td>2 割軽減対象者</td><td>54 万 5 千円</td><td>→</td><td>56 万円</td></tr> </table>				【現 行】		【令和 7 年度】	基礎課税額	65 万円	→	66 万円	後期高齢者支援金等課税額	24 万円	→	26 万円		【現 行】		【令和 7 年度】	5 割軽減対象者	29 万 5 千円	→	30 万 5 千円	2 割軽減対象者	54 万 5 千円	→	56 万円
	【現 行】		【令和 7 年度】																								
基礎課税額	65 万円	→	66 万円																								
後期高齢者支援金等課税額	24 万円	→	26 万円																								
	【現 行】		【令和 7 年度】																								
5 割軽減対象者	29 万 5 千円	→	30 万 5 千円																								
2 割軽減対象者	54 万 5 千円	→	56 万円																								
関係する法令及びその条項	地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 56 条の 88 の 2、第 56 条の 89																										
制定改廃を要する関係条例等	なし																										
備考	令和 7 年 3 月 31 日専決処分																										

議案第 9 1 号

都城市退職年金の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市退職年金の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市退職年金の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例

都城市退職年金の年額の改定に関する条例（平成18年条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（長期在職者等の退職年金の額の特例） 第2条 扶助料は、实在職年の年数が退隠料についての最短年金年限以上の場合で、平成14年4月分以降の年額が<u>813,400円</u>に満たないときは、その額をもって年額とする。 2 （略）	（長期在職者等の退職年金の額の特例） 第2条 扶助料は、实在職年の年数が退隠料についての最短年金年限以上の場合で、平成14年4月分以降の年額が<u>829,200円</u>に満たないときは、その額をもって年額とする。 2 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の都城市退職年金の年額の改定に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第 9 1 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部職員課】

条例名	都城市退職年金の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の改正により、令和 7 年度の恩給改定率が改定されたことに伴い、恩給年額に準じて支給している退職年金の額について改定が必要となったため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	扶助料の最低額の引上げ（第 2 条関係） 現在都城市が支給している退職年金は扶助料のみであるが、その最低額を引き上げる。 813,400 円 ⇒ 829,200 円		
関係する法令 及びその条項	恩給法（大正 12 年法律第 48 号）		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 9 2 号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年	（所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年

の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (略)

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から15日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (略)

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から15日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（１）・（２） （略）

（３） 扶養親族の氏名

（４） （略）

2～6 （略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（１）・（２） （略）

（３） 扶養親族又は特定親族の氏名

（４） （略）

2～6 （略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的

日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) (略)

2～5 (略)

附 則

第10条の3 (略)

2～13 (略)

14 (略)

15 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) (略)

2～5 (略)

附 則

第10条の3 (略)

2～13 (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 (略)

16 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の

	<u>規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>（1） 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>（2） 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１） 第 34 条の 2、第 36 条の 2 第 1 項、第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定 令和 8 年 1 月 1 日
- （２） 附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定 令和 8 年 4 月 1 日

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部市民税課】

条例名	都城市税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日（一部後日）	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	地方税法等の改正に伴い、国の施策に基づく下記の事項等について規定する必要があるため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 （制定理由・ 主な改正点）	（１）第 34 条の 2 【所得控除】 控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加 R 8. 1. 1 施行 （２）第 36 条の 2 ①【市（町・村）民税の申告】特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備 R 8. 1. 1 施行 （３）第 36 条の 2 ⑨【市（町・村）民税の申告】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 （４）第 36 条の 3 の 2 ①【個人の市（町・村）民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】 記載事項について、特定親族を追加 R 8. 1. 1 施行 （５）第 36 条の 3 の 3 ①【個人の市（町・村）民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書】 特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備 R 8. 1. 1 施行 （６）附則第 10 条の 3 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設 （７）附則第 16 条の 2 の 2 法律改正にあわせて新設 R 8. 4. 1 施行		
関係する法令 及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号） 他		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 93 号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（手数料徴収の除外） 第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。ただし、第1号又は第2号に規定する場合において、第2条第1号から第3号までに規定する手数料を徴収するときを除く。 （1）～（3） （略）	（手数料徴収の除外） 第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。ただし、第1号又は第2号に規定する場合において、第2条第1号から第3号までに規定する手数料を徴収するときを除く。 （1）～（3） （略） <u>（4） 災害を受けた者から罹災証明の請求があったとき。（火災を除く。）</u> <u>（5） 廃置分合及び市町名変更に関する証明の請求があったとき。</u> <u>（6） 法令の規定により、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができるとされているものの請求があったとき。</u>
（手数料の免除） 第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、請求者の申請により手数料<u>（別表第2の構造計算適合性判定加算額を除く。）</u>を免除することができる。 （1） （略） <u>（2） 災害を受けた者から罹災証明の請求があったとき。（火災を除く。）</u> <u>（3） 廃置分合及び市町名変更に関する証明の請求があったとき。</u> <u>（4） 市立学校の児童及び生徒が在学、通学又は成績の証明を</u>	（手数料の免除） 第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、請求者の申請により手数料を免除することができる。 （1） （略）

請求したとき。

(5) (略)

(6) 市職員が在勤、通勤又は勤務に関する証明を請求したとき。

(7) 法令で定める規定により請求したとき。

(8) (略)

(9) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(手数料の減額)

第6条の2 市長は、道路法（昭和27年法律第180号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）による事業その他の公共事業の施行に伴い、立ち退きのため建築物、建築設備又は工作物を建築し、設置し、若しくは築造するものに係る次の各号に掲げる手数料（別表第2の構造計算適合性判定加算額を除く。）について、当該各号に定める金額を、請求者の申請により減額することができる。

(1)・(2) (略)

別表第5（第2条関係）

種類	区分	単位	金額	備考
(略)				
2 公簿又は図面の謄本若しくは抄本又は写しの交付手数料	(略) 土地家屋名寄帳（課税台帳）の写し	1 件	300円	1 件につき <u>1</u> 枚を超えると

(2) (略)

(3) (略)

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(手数料の減額)

第6条の2 市長は、道路法（昭和27年法律第180号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）による事業その他の公共事業の施行に伴い、立ち退きのため建築物、建築設備又は工作物を建築し、設置し、若しくは築造するものに係る次の各号に掲げる手数料について、当該各号に定める金額を、請求者の申請により減額することができる。

(1)・(2) (略)

別表第5（第2条関係）

種類	区分	単位	金額	備考
(略)				
2 公簿又は図面の謄本若しくは抄本又は写しの交付手数料	(略) 名寄帳兼課税台帳	1 件	300円	1 件につき <u>3</u> 枚を超えると

				きは、 1 枚 増 す ご と に100 円 を 加 え る。
	(略)			
3 証 明 手 数 料	(略)			
	納税証明	1 件	300円	1 件 に つ き 1 枚 を 超 え る と きは、 1 枚 増 す ご と に100 円 を 加 え る。
	固定資産公課証明	1 件	300円	

				きは、 3 の 倍 数 の 枚 数 を 超 え る ご と に 100円 を 加 える。
	(略)			
3 証 明 手 数 料	(略)			
	納税証明	1 件	300円	1 件 に つ き 1 枚 を 超 え る と きは、 1 枚 増 す ご と に100 円 を 加 え る。
	固定資産公課証明	1 件		1 件 に つ

固定資産評価証明	1 件	300円
固定資産税額証明	1 件	300円
(略)		
資産証明	1 件	300円

固定資産評価証明	1 件	300円	き 3 枚 を 超 え る と きは、 3 の 倍 数 の 枚 数 を 超 え る ご と に 100円 を 加 える。
(略)			
資産証明	1 件	300円	1 件 に つ き 3 枚 を 超 え る と きは、 3 の 倍 数 の 枚 数 を 超 え る ご

[illegible]

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 5 の改正規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総合政策部財政課／総務部資産税課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 7 年 7 月 1 日（一部後日）	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	都城市手数料条例の手数料の免除に関する規定について、手続の簡素化を図るため、所要の改正を行うもの。 また、市基幹システムの標準化に伴い、固定資産税に係る各種証明書等の様式が変更となることによる手数料の負担の増加を緩和するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 （制定理由・ 主な改正点）	1 条例第 6 条において、請求者の申請により手数料を免除することができると規定されている項目のうち、第 2 号、第 3 号及び第 7 号を削り、同項目を条例第 5 条の手数料徴収の除外に関する規定に追加する。 また、第 7 号については、文言を改める。 2 同じく条例第 6 条に規定されている項目のうち、第 1 項第 4 号及び第 6 号を削る。 3 その他条文整備（条例第 6 条各号列記以外の部分、第 6 条の 2） 4 別表第 5 を次のとおり改める。 ・固定資産税に係る土地家屋名寄帳（課税台帳）の写し、固定資産公課証明、固定資産評価証明の金額について、備考欄に掲げる「1 件につき 1 枚を超えるときは、1 枚増すごとに 100 円を加える。」との記述を「1 件につき 3 枚を超えるときは、3 の倍数の枚数を超えるごとに 100 円を加える。」と改め、資産証明についても備考欄に同じ記述を加える。 ・固定資産税額証明については、標準化後の様式にはないが、従来 of 証明内容は公課証明の新様式で賄うことができるため、手数料条例から削る。 また、証明書の名称に変更があるものについて併せて改める。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

都 使 審 第 3 号
令和 7 年 4 月 2 1 日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会長 西 川 英 男

使用料等の額の制定について（答申）

令和 7 年 4 月 8 日付け都財第 1 7 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

（固定資産税に関する証明手数料の一部改正）

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 1]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会 長	西 川 英 男
委 員	蓑 原 行 満
	上 原 誠 史
	横 山 幸 子
	福 留 浪 子
	長 友 佳奈美

[別表 1]

○都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(固定資産税に関する証明手数料の一部改正)

都城市手数料条例

(手数料の金額等)

第2条 徴収する手数料は、次に定めるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 戸籍関係その他の手数料 別表第5のとおり

(6) (略)

別表第5 (第2条関係)

種類	区分	単位	金額	備考
(略)				
2 公簿又は図面の謄本若しくは抄本又は写しの交付手数料	(略)			
	名寄帳兼課税台帳	1 件	300 円	1 件につき <u>3 枚</u> を超えるときは、 <u>3 の倍数の枚数を超えるごとに</u> 100 円を加える。
	(略)			
3 証明手数料	(略)			
	納税証明	1 件	300 円	1 件につき 1 枚を超えるとときは、1 枚増すごとに 100 円を加える。
	固定資産公課証明	1 件	300 円	1 件につき 3 枚を超えるとときは、
	固定資産評価証明	1 件	300 円	<u>3 の倍数の枚数を超えるごとに</u> 100 円を加える。
	(略)			
	資産証明	1 件	300 円	1 件につき 3 枚を超えるとときは、 <u>3 の倍数の枚数を超えるごとに</u> 100 円を加える。
	(略)			
(略)				

議案第 94 号

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び都城市特
定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号

育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の

の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) （略）

4 （略）

5 （略）

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者

規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) （略）

6 （略）

7 （略）

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者

を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行

う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

（１） 特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

（２） （略）

（３） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

（１） 特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（２） （略）

（３） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

２ 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

（１） 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（２） 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規

<u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> （２）（略） <u>4</u>（略） <u>5</u>（略） <u>6</u>（略） <u>7</u>（略） <u>8</u>（略） <u>9</u>（略） 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	<u>模保育事業A型事業者等</u> （２）（略） <u>6</u>（略） <u>7</u>（略） <u>8</u>（略） <u>9</u>（略） <u>10</u>（略） <u>11</u>（略） 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部保育課】

条例名	都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正され、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し及び連携施設経過措置の延長が行われたことに伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 「保育内容支援」を定義する規定を変更 2 特定地域型保育事業者が、保育内容支援を行うための連携施設を確保することが著しく困難である場合において、要件を全て満たすときに連携施設を確保しないことができるとするための規定を追加 3 特定地域型保育事業者が代替保育の提供に係る連携施設を確保することが著しく困難である場合において、代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお代替保育連携協力者の確保が困難であり、要件を満たす場合においては、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができるための規定を追加 4 「代替保育連携協力者」を定義する規定を追加 5 経過措置を延長する規定を 10 年から 15 年に変更		
関係する法令及びその条項	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号） 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 95 号

都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

都城市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市営住宅条例の一部を改正する条例

都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1 （第 3 条関係）					別表第 1 （第 3 条関係）				
団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数	団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数
(略)					(略)				
第 2 鳥 井 前	(略)			<u>12</u>	第 2 鳥 井 前	(略)			<u>10</u>
(略)					(略)				
第 2 軍 神 原	(略)	昭和51	(略)	<u>28</u>	第 2 軍 神 原	(略)	昭和51	(略)	<u>27</u>
		(略)					(略)		
春日	(略)	昭和47	(略)	<u>17</u>	春日	(略)	昭和47	(略)	<u>13</u>
		(略)					(略)		
(略)					(略)				
前田	都城市高崎町前田1095番地	昭和28	木造平屋建	<u>1</u>	前田	都城市高崎町前田3300番地	昭和53	簡易耐火平屋建	18
	都城市高崎町前田3300番地	昭和53	簡易耐火平屋建	18					
縄瀬原	(略)	昭和50	簡易耐火平屋建	<u>20</u>	縄瀬原	(略)	昭和51	簡易耐火平屋建	<u>8</u>
		昭和51	簡易耐火平屋建	<u>20</u>					
(略)					(略)				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 5 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部高城総合支所産業建設課／高崎総合支所産業建設課】

条例名	都城市営住宅条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	都城市公営住宅等長寿命化計画において、令和 14 年度までに用途廃止の予定のもので、現在入居者がいない棟について用途を廃止するもの。 また、火災により被災した第 2 軍神原団地及び前田団地の一部についても用途を廃止するもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	改正内容 ・別表第 1 第 2 鳥井前 戸数「12」を「10」に改める。 第 2 軍神原 昭和 51 の戸数を「28」を「27」に改める。 春日 昭和 47 の戸数「17」を「13」に改める。 前田 昭和 28 の項を削る。 縄瀬原 昭和 50 の項を削る。 昭和 51 の戸数「20」を「8」に改める。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			

議案第 96 号

都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例

都城市水道事業給水条例（平成18年条例第292号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(料金)

第21条 料金（御池簡易水道事業、臨時用及び私設消火栓に係るものを除く。）は、1月につき、次の表により算定した基本料金及び従量料金の合計額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

用途	基本料金		従量料金	
	区分	額(円)	使用水量	1 m ³ の額(円)
一般用	メーター口径13mm	450	9 m ³ 未満の分	30
	メーター口径20mm	730		
	メーター口径25mm	940		
	メーター口径40mm	2,250		
	メーター口径50mm	4,250		
	メーター口径75mm	8,300		
	メーター口径100mm	13,100	9 m ³ 以上21m ³ 未満の分	120
	メーター口径150mm	20,000		
			51m ³ 以上の分	190

(略)

改正後

(料金)

第21条 料金（御池簡易水道事業、臨時用及び私設消火栓に係るものを除く。）は、1月につき、次の表により算定した基本料金及び従量料金の合計額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

用途	基本料金		従量料金	
	区分	額(円)	使用水量	1 m ³ の額(円)
一般用	メーター口径13mm	510	9 m ³ 未満の分	33
	メーター口径20mm	840	メーター口径13mm及び20mm	
	メーター口径25mm	1,180		
	メーター口径40mm	2,820	9 m ³ 未満の分	40
	メーター口径50mm	5,320	メーター口径25mm以上	
	メーター口径75mm	10,370		
	メーター口径100mm	16,390	9 m ³ 以上21m ³ 未満の分	140
	メーター口径150mm	25,000	21m ³ 以上51m ³ 未満の分	180

(略)

- 2 御池簡易水道の料金は、1月につき次の表により算定した基本料金及び従量料金の合計額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

用途	基本料金（円）	従量料金	
		使用水量	1 m ³ の額（円）
一般用	250	8 m ³ までの部分	30
公衆浴場用		8 m ³ を超える部分	90
特別用			
(略)			

3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の都城市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の検針に係る料金から適用し、施行日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前の直近の検針から施行日以後の最初の検針までの間の使用に係る料金の額は、改正前の都城市水道事業給水条例の規定により算定した額に施行日前の直近の検針の日の翌日から施行日の前日までの日数を乗じて得た額と新条例の規定により算定した額に施行日から施行日以後の最初の検針の日までの日数を乗じて得た額との合計額を、施行日前の直近の検針の日の翌日から施行日以後の最初の検針の日までの日数で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- 2 御池簡易水道の料金は、1月につき次の表により算定した基本料金及び従量料金の合計額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

用途	基本料金（円）	従量料金	
		使用水量	1 m ³ の額（円）
一般用	290	9 m ³ 未満の分	33
		9 m ³ 以上の分	103
公衆浴場用	250	9 m ³ 未満の分	30
特別用		9 m ³ 以上の分	90
(略)			

3 (略)

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：上下水道局総務課】

条例名	都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例					
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止					
施行予定日	令和 8 年 4 月 1 日		制定年月	平成 18 年 1 月		
制定改廃の 目的・背景	水道事業の安定経営を図るため、水道料金を改定することに伴い、所要の改正を行うもの。					
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 料金(御池簡易水道事業、臨時用及び私設消火栓に係るものを除く。)について、次のとおり一般用の現行料金表を改定料金表に改める。					
	一般用 現行料金表 (円／月)					
	口径	基本 料金	従量料金 1 m ³ 当たり			
			9 m ³ 未満	9 m ³ 以上 21 m ³ 未満	21 m ³ 以上 51 m ³ 未満	51 m ³ 以上
	13 mm	450	30	120	150	190
	20 mm	730	30	120	150	190
	25 mm	940	30	120	150	190
	40 mm	2, 250	30	120	150	190
	50 mm	4, 250	30	120	150	190
	75 mm	8, 300	30	120	150	190
	100 mm	13, 100	30	120	150	190
	150 mm	20, 000	30	120	150	190
	一般用 改定料金表 (円／月)					
	口径	基本 料金	従量料金 1 m ³ 当たり			
			9 m ³ 未満	9 m ³ 以上 21 m ³ 未満	21 m ³ 以上 51 m ³ 未満	51 m ³ 以上
	13 mm	510	33	140	180	210
	20 mm	840	33	140	180	210
	25 mm	1, 180	40	140	180	210
	40 mm	2, 820	40	140	180	210
	50 mm	5, 320	40	140	180	210
	75 mm	10, 370	40	140	180	210
	100 mm	16, 390	40	140	180	210
	150 mm	25, 000	40	140	180	210
	2 御池簡易水道事業の料金について、次のとおり一般用、公衆浴場用、特別用の現行料金表を改定料金表に改める。					

	現行料金表			(円／月)	
	用途	口径	基本 料金	従量料金 1 m ³ 当たり	
				8 m ³ までの部分	8 m ³ を超える部分
	一般用	区分なし	250	30	90
	公衆浴場用				
	特別用				
	改定料金表				
	(円／月)				
	用途	口径	基本 料金	従量料金 1 m ³ 当たり	
				9 m ³ 未満の分	9 m ³ 以上の分
	一般用	区分なし	290	33	103
	公衆浴場用	区分なし	250	30	90
特別用					
関係する法令 及びその条項	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）				
制定改廃を要す る関係条例等	なし				
備考					

都 上 下 審 第 1 号
令和7年3月31日

都城市長 池田 宜永 様

都城市上下水道料金等審議会
会長 平岡 直樹

答 申 書

令和6年12月25日付け都水総第742号で諮問のありました「今後の経営見通し」について、下記のとおり答申するとともに、留意すべき事項について附帯意見として申し添えます。

記

1 答申内容

(1) 今後の経営見通しについて

水道料金改定は必要であると判断し、平均改定率は14.95%とすることが適当である。

(2) 水道料金体系について

基本料金及び従量料金の設定については、別紙水道料金表のとおりとすることが適当である。

(3) 改定時期について

改定時期は、令和8年4月検針分からとすることが妥当である。

2 附帯意見

(1) 持続的に水道水を安定供給するため、施設の耐震化等を計画的に実施するとともに、更なる業務の効率化や収入の確保など経営改善に努めること。

(2) 水道事業等の経営状況や事業計画等について、継続的に外部評価を行う審議会の設置が必要である。

(3) 水道事業の経営状況及び水道料金改定の必要性や内容について、市ホームページや広報紙等を活用し、十分に周知・広報に努めること。

別紙：料金表

水道料金表（一般用）

（1 か月計算、税抜）

口径	基本料金	従量料金 1 m ³ 当たり			
		9m ³ 未満	9m ³ 以上 21 m ³ 未満	21 m ³ 以上 51 m ³ 未満	51 m ³ 以上
13 mm	510 円	33 円	140 円	180 円	210 円
20 mm	840 円				
25 mm	1,180 円	40 円			
40 mm	2,820 円				
50 mm	5,320 円				
75 mm	10,370 円				
100 mm	16,390 円				
150 mm	25,000 円				

御池簡易水道料金表（一般用）

（1 か月計算、税抜）

口径	基本料金	従量料金 1 m ³ 当たり	
		9m ³ 未満	9m ³ 以上
全口径	290 円	33 円	103 円

議案第 99 号

議決事項の変更について

令和 6 年 12 月 18 日に議決された議案第 134 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 443,296,700円

議案第 1 3 4 号

工事請負契約の締結について

R 6 企工第 3 号 工業団地造成事業 梅北インター工業団地（1・2 工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | R 6 企工第 3 号 工業団地造成事業
梅北インター工業団地（1・2 工区）造成等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 4 0 2, 3 8 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 桜木・徳満・東洋 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市高城町桜木 1 6 9 3 番地 2
株式会社 桜木組 |

R 6 企工第 3 号 工業団地造成事業

梅北インター工業団地（1・2 工区）造成等工事

1 工事概要

・開発区域	A = 29,831 m ²		
・造成工 切土	V = 400 m ³		
・盛土	V = 36,345 m ³		
・防災施設工	N = 一式	・調整池工	N = 一式
・道路築造工	N = 一式	・仮設工	N = 一式
・雨水排水工	N = 一式	・緑地工	N = 一式
・地区外用水路工	N = 一式	・撤去工	N = 一式

2 予定価格 406,700,800 円（消費税及び地方消費税込み）

369,728,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 402,380,000 円（消費税及び地方消費税込み）

365,800,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 98.93%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第 1 回入札金額（円）	摘要
桜木・徳満・東洋 特定建設工事共同企業体 （50：30：20）	365,800,000	落札
南星・今元・博栄 特定建設工事共同企業体 （40：30：30）	369,728,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

1 変更理由

掘削及び床掘に伴い発生する土砂については、造成盛土へ流用する予定としていたが、盛土に適した土質であるか土質試験を実施したところ、自然含水比が高く盛土工における品質管理基準の締固度を確保することが困難である土質試験結果となった。

そのため、盛土に適した土質にするには適切な土質改良を実施する必要がある、生石灰添加による発生土改良工を追加するもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額（円）
土工	生石灰添加による発生土改良工の追加	37,197,000円
合計（税抜）		37,197,000円
消費税及び地方消費税額		3,719,700円
追加費用総計		40,916,700円

3 変更後の契約金額

現在の契約金額	402,380,000円
追加費用額	40,916,700円
変更後の契約金額	443,296,700円

議案第 1 0 0 号

議決事項の変更について

令和 6 年 1 2 月 1 8 日に議決された議案第 1 3 5 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 4 1 4, 3 5 2, 4 0 0 円

議案第135号

工事請負契約の締結について

R6企工第4号 工業団地造成事業 梅北インター工業団地（3・4工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | R6企工第4号 工業団地造成事業
梅北インター工業団地（3・4工区）造成等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 282,810,000円 |
| 4 契約の相手方 | 都北・真栄・はやま 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市神之山町4866番地2
都北産業 株式会社 |

R 6 企工第 4 号 工業団地造成事業

梅北インター工業団地（3・4 工区）造成等工事

1 工事概要

- ・開発区域 $A = 20,647 \text{ m}^2$
- ・造成工 切土 $V = 2,560 \text{ m}^3$
- ・盛土 $V = 17,624 \text{ m}^3$
- ・防災施設工 $N = \text{一式}$
- ・調整池工 $N = \text{一式}$
- ・道路築造工 $N = \text{一式}$
- ・仮設工 $N = \text{一式}$
- ・雨水排水工 $N = \text{一式}$
- ・緑地工 $N = \text{一式}$
- ・地区外用水路工 $N = \text{一式}$
- ・撤去工 $N = \text{一式}$

- 2 予定価格 285,763,500 円（消費税及び地方消費税込み）
259,785,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

- 3 落札価格 282,810,000 円（消費税及び地方消費税込み）
257,100,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

- 4 落札率 98.96%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第 1 回入札金額（円）	摘要
都北・真栄・はやま 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	257,100,000	落札
南星・今元・博栄 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	259,785,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第 7 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事
の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 1 1 日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和 7 年 1 2 月 1 8 日（令和 6 年議案第 1 3 5 号）		
工 事 件 名	R 6 企工第 4 号 工業団地造成事業 梅北インター工業団地（3・4 工 区）造成等工事		
相 手 方	都北・真栄・はやま 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	2 8 2, 8 1 0, 0 0 0 円
		今回変更後の契約金額	2 9 0, 1 6 9, 0 0 0 円
		議決金額からの増減額	7, 3 5 9, 0 0 0 円増額 (増減率 2. 6 0 %増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・ 樹木の伐採作業追加による増額 ・ 追加の樹木伐採及び工事範囲の除草処分費用追加による増額		

（文書取扱 総務部契約課）

1 変更理由

掘削及び床掘に伴い発生する土砂については、造成盛土へ流用する予定としていたが、盛土に適した土質であるか土質試験を実施したところ、自然含水比が高く盛土工における品質管理基準の締固度を確保することが困難である土質試験結果となった。

そのため、盛土に適した土質にするには、適切な土質改良を実施する必要がある、生石灰添加による発生土改良工を追加するもの。

踏込沈下試験を実施した結果、造成盛土箇所の現地盤の状態が悪く、所定の機械での締固め作業を実施することができなかった。造成盛土箇所の広範囲が同様の状態であり、盛土作業も困難な状態である。

そのため、現地盤の改良を行う必要があるため、割栗石による現地盤改良工を追加するもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額（円）
土工	生石灰添加による発生土改良工の追加、割栗石による現地盤改良工の追加	1 1 2, 8 9 4, 0 0 0 円
合計（税抜）		1 1 2, 8 9 4, 0 0 0 円
消費税及び地方消費税額		1 1, 2 8 9, 4 0 0 円
追加費用総計		1 2 4, 1 8 3, 4 0 0 円

3 変更後の契約金額

現在の契約金額	2 9 0, 1 6 9, 0 0 0 円
追加費用額	1 2 4, 1 8 3, 4 0 0 円
変更後の契約金額	4 1 4, 3 5 2, 4 0 0 円

議案第 101 号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 1 取得財産 | 高規格救急自動車 |
| 2 数 量 | 1 台 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 37,956,560円 |
| 5 契約の相手方 | 宮崎市大字芳士字谷口692番地17
宮崎トヨタ自動車株式会社 |

議案第101号関係資料

1 取得財産 高規格救急自動車

2 数 量 1 台

3 予定価格 41,888,823円（消費税及び地方消費税込み）

4 落札価格 37,956,560円（消費税及び地方消費税込み）

5 落 札 率 90.6%

6 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札金額(円)	摘要
宮崎トヨタ自動車株式会社	37,956,560	落札
宮崎日産自動車株式会社 都城店	39,600,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

7 車両の仕様概要

- (1) 高規格救急自動車
- (2) 乗 車 定 員：7名以上
- (3) エ ン ジ ン：ガソリンエンジン
- (4) トランスミッション：電子制御5速以上 AT
- (5) 駆 動 方 式：四輪駆動
- (6) 他積載品・付属品含む

議案第 102 号

財産の取得について

次のとおり都城市消防団小型動力ポンプ付積載車を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|---|
| 1 取得財産 | 都城市消防団小型動力ポンプ付積載車 |
| 2 数 量 | 3 台 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 32,762,280円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市吉尾町912番地9第1アパートカミツマガリ
101号
中村消防防災株式会社都城営業所 |

議案第102号関係資料

- 1 取得財産 都城市消防団小型動力ポンプ付積載車
- 2 数 量 3台
- 3 予定価格 32,981,058円（消費税及び地方消費税込み）
- 4 落札価格 32,762,280（消費税及び地方消費税込み）
- 5 落札率 99.3%

6 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札金額(円)	摘要
中村消防防災株式会社都城営業所	32,762,280	落札
宮崎ラビットポンプ有限会社都城営業所	32,795,280	
株式会社武田ポンプ店都城営業所	32,960,280	
株式会社ヤマトボーデン	33,059,280	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

7 車両の仕様概要

- (1) 都城市消防団小型動力ポンプ付積載車
- (2) 乗車定員：6名
- (3) エンジン：2.0Lガソリンエンジン
- (4) トランスミッション：6速AT
- (5) 駆動方式：二輪駆動
- (6) 積載小型ポンプ：B-2級
- (7) 他積載品・付属品含む

議案第 103 号

財産の取得について

次のとおり 30m 級先端屈折式はしご付消防自動車を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 取得財産 | 30m 級先端屈折式はしご付消防自動車 |
| 2 数 量 | 1 台 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取得金額 | 264,191,100 円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市姫城町 16 街区 13 号
株式会社武田ポンプ店都城営業所 |

- 1 取得財産 30m級先端屈折式はしご付消防自動車
- 2 数 量 1台
- 3 契約金額 264,191,100円（消費税及び地方消費税込み）
 240,191,100円（消費税及び地方消費税抜き）

4 契約相手の選定理由

予定価格を設定するに当たり、物品入札参加有資格事業者名簿に記載されている消防自動車販売事業者のうち、過去に消防自動車の販売実績がある事業者6者へ参考見積を依頼した結果、本局が定める仕様を満たす製品を提供できる事業者は株式会社武田ポンプ店都城営業所のみであった。

現在、当該仕様の消防自動車を国内で製造しているメーカーは株式会社モリタのみであり、株式会社武田ポンプ店は県内唯一の正規代理店である。

さらに、同社は現在南消防署で運用中の屈折式はしご付消防自動車の点検・修理も担当しており、専門的な知識と実績を有している。先端屈折式はしご付消防自動車は、高層建物での火災や救助事案などの災害に対応し、市民の生命、身体、財産を守るための重要な緊急車両であるため、故障や不具合発生時には迅速かつ適切なアフターサポートが不可欠である。株式会社武田ポンプ店は、市内に営業所を有しており、緊急時の迅速な対応が可能であり、これまでの取引実績から高い信頼性が確認されている。

以上の理由により、株式会社武田ポンプ店都城営業所を契約の相手方とするものである。

議案第 104 号

財産の取得について

次のとおり令和 7 年度学習用コンピューター式を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|---|
| 1 取得財産 | 令和 7 年度学習用コンピューター式 |
| 2 数 量 | 328 台 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取得金額 | 20,875,888 円 |
| 5 契約の相手方 | 宮崎市高千穂通 2 丁目 1 番 16 号
西日本電信電話株式会社 宮崎支店 |

議案第104号関係資料

- 1 取得財産 令和7年度学習用コンピューター式
- (1) ASUS Chromebook CZ11 Flip
 - (2) 専用保護ケース
 - (3) 専用液晶保護フィルム
 - (4) Google GIGA License
 - (5) InterCLASS Advance (5年分)
 - (6) InterCLASS console Support (5年分)

2 数 量 328台

- 3 契約金額 20,875,888円(消費税及び地方消費税込み)
- 18,978,080円(消費税及び地方消費税抜き)

4 契約相手の選定理由

本業務は、国の補助事業である公立学校情報機器整備事業（公立学校情報機器購入事業）を活用して小・中学校の児童生徒1人1台端末の整備を行うものである。

公立学校情報機器整備事業（公立学校情報機器購入事業）では、県及び県内市町村で構成する共同調達会議による共同調達が補助要件とされており、宮崎県及び県内市町村で宮崎県GIGAスクール構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置して共同調達を行っている。共同調達では協議会が実施する公募型プロポーザルで事業者を選定している。

本プロポーザルの結果、協議会は西日本電信電話株式会社宮崎支店を優先交渉者として選定した。

以上により、協議会が優先交渉者に選定した西日本電信電話株式会社宮崎支店を契約の相手方とするものである。

